

ID: 202

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 ほいく課

処分の概要	満3歳未満保育認定子どもに対する保育料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例 第3条第4項
例 規 番 号	平成27年条例第12号

【根拠条文】

(保育料)

第3条 次の教育・保育給付認定子ども(法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。)に係る教育・保育給付認定保護者等の利用者負担額は、零とする。

ア 法第19条第1号に該当する教育・保育給付認定子ども

イ 法第19条第2号に該当する教育・保育給付認定子ども(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子ども(法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。以下「特定満3歳以上保育認定子ども」という。)を除く。)

2 法第19条第3号に該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを含む。以下「満3歳未満保育認定子ども」という。)の保育料は、別表第1に定めるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、月の途中において、入園し、若しくは退園し、又は入所し、若しくは退所した場合等におけるその月の保育料は、日割により計算した額(10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とする。

4 市長は、市が設置する特定教育・保育施設において特定教育・保育を受けた満3歳未満保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者等から第2項又は前項に定める保育料を徴収するものとする。

5 市長は、法附則第6条第4項の規定により特定保育所において保育を受けた満3歳未満保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者等から第2項又は第3項に定める保育料を徴収するものとする。

6 前2項の保育料の納期は、毎月末日までとする。

別表第1(第3条関係)

満3歳未満保育認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料

各月初日における満3歳未満保育認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料(月額)	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等	0円	0円
B1	A階層を除き、当該年度分(4月から8月までの月分の保育料については前年度分。以下同じ。)の市町村民税非課税世帯	0円	0円
B2	A階層及びB1階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等	0円
		ひとり親世帯等以外の世帯	5,500円
C1	A階層、B1階層及び	ひとり親世帯等	4,750円
		ひとり親世帯等	9,500円

条例適用不利益処分個票

	B2階層を		以外の世帯		
C2	除き、当	48,600円以上	ひとり親世帯等	7,500円	7,350円
	該年度分	67,500円未満	ひとり親世帯等	15,000円	14,700円
	の市町村		以外の世帯		
C3	民税所得	67,500円以上	ひとり親世帯等	9,000円	8,800円
	割の額が	77,101円未満	ひとり親世帯等	25,500円	25,000円
	次の区分		以外の世帯		
	に該当す	77,101円以上		25,500円	25,000円
	る世帯	97,000円未満			
C4		97,000円以上		35,500円	34,800円
		125,500円未満			
C5		125,500円以上		43,500円	42,700円
		169,000円未満			
C6		169,000円以上		54,500円	53,500円
		251,000円未満			
C7		251,000円以上		60,000円	58,900円
		301,000円未満			
C8		301,000円以上		71,000円	69,700円
		397,000円未満			
C9		397,000円以上		89,000円	87,400円

備考

- この表における満3歳未満保育認定子どもの年齢については、年度の初日の前日における年齢をもって当該年度中の満年齢とする。
- 生活保護世帯等とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯並びに児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者等の世帯をいう。別表第2において同じ。
- ひとり親世帯等とは、次に掲げる世帯をいう。別表第2において同じ。
 - 母子世帯又は父子世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、現に満3歳未満保育認定子どもを扶養しているものの世帯をいう。
 - 障害者又は障害児と生計を一にする世帯 次に掲げる者が属する世帯をいう。
 - 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者
 - 厚生労働大臣の定めるところによる療育手帳の交付を受けている者
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者
 - 国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定により障害基礎年金の支給を受けている者
 - その他の世帯 生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認める世帯をいう。
- この表における所得割(地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。)の額

については、次のとおりとする。

- (1) 地方税法第314条の7、第314条の8、第314条の9、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しない。
 - (2) 所得割の額については、保育料の算定の基準となる年の翌年1月1日において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有した場合(地方税法第737条の2第1項の規定により同日において当該指定都市の区域内に住所を有したとみなされる場合を含む。)にあっては、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定するものとする。
- 5 この表において、保育標準時間とは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の保育必要量の認定の区分を、保育短時間とは、同項の規定による1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の保育必要量の認定の区分をいう。
- 6 この表における階層区分の認定に当たっては、満3歳未満保育認定子どもと生計を一にする父母及びそれ以外の扶養義務者(満3歳未満保育認定子どもの生計を維持する者に限る。)に係る所得割の額の合計額により行うものとする。
- 7 この表の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に属する子どもが満3歳未満保育認定子どものみである場合又は生計を一にする世帯において教育・保育給付認定子ども若しくは次の各号のいずれかに該当する者がいる場合の保育料は、これらの者のうち最年長のもの(以下この項において「第1子」という。))を除く最年長のもの(以下この項において「第2子」という。))が満3歳未満保育認定子どもである場合にあっては同表に規定する保育料の5割の額(10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とし、第3子以降の者(第1子及び第2子以外の者をいう。))が満3歳未満保育認定子どもである場合にあっては零とする。
- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園のうち、特定教育・保育施設でないものに在園する子ども
 - (2) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する子ども
 - (3) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援又は同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども
 - (4) 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設の通所部に在籍する小学校就学前子ども
 - (5) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている施設のうち、児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限る。))であって同法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものを利用する小学校就学前子ども
- 8 前項の規定にかかわらず、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条の2第1項の特定被監護者等をいう。以下同じ。))が2人以上いる満3歳未満保育認定子どもの属する世帯の市町村民税所得割の額が57,700円未満である場合の保育料は、特定被監護者等のうち最年長のもの(以下この項において「第1子」という。))を除く最年長のもの(以下「第2子」という。))が満3歳未満保育認定子どもである場合にあっては、これらの表に規定する保育料の5割の額(10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とし、第3子以降の者(第1子及び第2子以外の者をいう。))が満3歳未満保育認定子どもである場合にあっては零とする。
- 9 前項の規定にかかわらず、特定被監護者等が2人以上いるひとり親世帯等の満3歳未満保育認定子どもの属する世帯の市町村民税所得割の額が77,101円未満である場合の保

育料は、第2子以降の者が満3歳未満保育認定子どもである場合にあっては、零とする。

- 10 この表の規定にかかわらず、各月における休園又は休所等をした期間が当該月の日数の2分の1以上である場合の当該月の保育料は、同表に規定する保育料の5割の額(10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日

平成 28 年 7 月 1 日

最終変更年月日

令和 5 年 4 月 1 日

ID: 204

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 ほいく課

処分の概要	教育・保育給付認定子どもに対する延長保育料の徴収						
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例 第5条第2項						
例 規 番 号	平成27年条例第12号						
【根拠条文】 (延長保育料) 第5条 延長保育料は、別表第2に定めるとおりとする。 2 市長は、延長保育事業を利用した教育・保育給付認定保護者等から前項に定める延長保育料を徴収するものとする。 3 前項の延長保育料の納期は、延長保育事業を利用した日の属する月の翌月末日までとする。 別表第2(第4条―第5条の2関係) 1 預かり保育料 (表省略) 2 延長保育料 <table><tr><td>区分</td><td>延長保育料</td></tr><tr><td>登録料</td><td>月額2,000円</td></tr><tr><td>利用料</td><td>1回200円</td></tr></table> 3 病児保育料 (表省略) 備考 1 これらの表の規定にかかわらず、預かり保育、延長保育又は病児保育を利用する子どもの属する世帯が生活保護世帯等又はひとり親世帯等であって市町村民税所得割非課税世帯であるときは、預かり保育料(給食費を除く。)、延長保育料及び病児保育料(給食費を除く。)は零とする。 2 2 延長保育料の表の規定にかかわらず、別表第1の保育短時間の区分に該当する教育・保育給付認定保護者等が、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所が定める保育短時間の時間帯を超えて保育標準時間の時間帯の範囲内で延長保育事業を利用する場合において、その1月当たりの延長保育料は次のとおりとする。 (1) 法第19条第2号に該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。) 零 (2) 満3歳未満保育認定子ども 別表第1において認定された階層区分の保育標準時間の保育料と同階層区分の保育短時間の保育料との差額を上限として利用料に1月の利用回数を乗じて算出した額に登録料を加えた額 【基準】 根拠条文に同じ。		区分	延長保育料	登録料	月額2,000円	利用料	1回200円
区分	延長保育料						
登録料	月額2,000円						
利用料	1回200円						
備考							

設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 431

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 ほいく課

処分の概要	病児保育料の徴収						
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例 第5条の2第2項						
例 規 番 号	平成27年条例第12号						
【根拠条文】 (病児保育料) 第5条の2 病児保育料は、別表第2に定めるとおりとする。 2 市長は、病児保育事業を利用した教育・保育給付認定保護者等から前項に定める病児保育料を徴収するものとする。 3 前項の病児保育料の納期は、病児保育事業を利用した日の属する月の翌月末日までとする。 別表第2(第4条―第5条の2関係) 1 預かり保育料 (表省略) 2 延長保育料 (表省略) 3 病児保育料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>病児保育料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用料</td><td>日額2,000円</td></tr> <tr> <td>給食費</td><td>日額500円</td></tr> </tbody> </table> 備考 1 これらの表の規定にかかわらず、預かり保育、延長保育又は病児保育を利用する子どもの属する世帯が生活保護世帯等又はひとり親世帯等であって市町村民税所得割非課税世帯であるときは、預かり保育料(給食費を除く。)、延長保育料及び病児保育料(給食費を除く。)は零とする。 2 2 延長保育料の表の規定にかかわらず、別表第1の保育短時間の区分に該当する教育・保育給付認定保護者等が、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所が定める保育短時間の時間帯を超えて保育標準時間の時間帯の範囲内で延長保育事業を利用する場合において、その1月当たりの延長保育料は次のとおりとする。 (1) 法第19条第2号に該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。) 零 (2) 満3歳未満保育認定子ども 別表第1において認定された階層区分の保育標準時間の保育料と同階層区分の保育短時間の保育料との差額を上限として利用料に1月の利用回数を乗じて算出した額に登録料を加えた額 【基準】 根拠条文に同じ。		区分	病児保育料	利用料	日額2,000円	給食費	日額500円
区分	病児保育料						
利用料	日額2,000円						
給食費	日額500円						
備考							

設 定 年 月 日	令和 3 年 10 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 206

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 ほいく課

処分の概要	支給認定子どもに対する保育料の減免の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料の減額及び免除に関する規則 第6条		
例 規 番 号	平成27年規則第33号		
【根拠条文】 (減免の取消し) 第6条 保育料の減免を受けている者で、次の各号のいずれかに該当するときは、減免を取り消すものとする。 (1) 当該年度の中途において第2条第1項各号(第2号を除く。)の事由が消滅したとき。 (2) 偽りその他不正の手段により保育料の減免を受けたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 398

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 ほいく課

処分の概要	保育の実施の解除		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立保育所の設置及び管理に関する条例 第7条		
例 規 番 号	昭和39年条例第21号		
【根拠条文】 (保育実施の解除) 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保育の実施を解除することができる。 (1) 児童の保護者のいずれもが施行規則第1条の5各号に掲げる事由に該当しなくなったとき。 (2) 入所している児童が伝染性の疾病に罹患しているとき。 (3) 児童の保護者が偽りその他不正の手段により入所の承諾を受けていたことが判明したとき。 (4) その他保育の実施に支障があると市長が認めたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 420

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 ほいく課

処分の概要	保育料等の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例 第5条		
例 規 番 号	平成30年条例第33号		
【根拠条文】 (保育料等) 第5条 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者又は地域子ども・子育て支援事業を利用する者は、認定こども園の利用に関し、芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例(平成27年芦屋市条例第12号)第2条第1項第1号に規定する保育料、同項第2号に規定する預かり保育料、同項第3号に規定する延長保育料又は同項第4号に規定する病児保育料を納付しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 31 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 421

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 ほいく課

処分の概要	教育及び保育実施の解除		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例 第6条		
例 規 番 号	平成30年条例第33号		
【根拠条文】 (教育及び保育実施の解除) 第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、教育及び保育の実施を解除することができる。 (1) 児童の保護者のいずれもが子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条の5各号に掲げる事由に該当しなくなったとき。 (2) 入園している児童が伝染性の疾病に罹患しているとき。 (3) 児童の保護者が偽りその他不正の手段により入園の許可を受けていたことが判明したとき。 (4) その他教育及び保育の実施に支障があると市長が認めたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 31 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 424

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 ほいく課

処分の概要	延長保育の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則 第20条		
例 規 番 号	平成30年規則第46号の2		
【根拠条文】 (延長保育の取消し) 第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、延長保育の承認を取り消すことができる。 (1) 第15条に規定する対象児の要件に該当しなくなったと認められるとき。 (2) 偽りその他不正の手段により延長保育の承認を受けたと認められるとき。 (3) その他市長が認定こども園の管理運営上支障があると認めるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 31 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 426

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 ほいく課

処分の概要	預かり保育の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則 第27条		
例 規 番 号	平成30年規則第46号の2		
【根拠条文】 (預かり保育の取消し) 第27条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、預かり保育の承認を取り消すことができる。 (1) 第22条に規定する対象児の要件に該当しなくなったと認められるとき。 (2) 偽りその他不正の手段により預かり保育の承認を受けたと認められるとき。 (3) その他市長が認定こども園の管理運営上支障があると認めるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 31 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 433

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 ほいく課

処分の概要	病児保育の利用の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則 第37条		
例 規 番 号	平成30年規則第46号の2		
【根拠条文】 (病児保育の利用の取消し) 第37条 園長は、病児保育の利用を認めた児童が、次の各号のいずれかに該当するときは、病児保育の利用を取り消すことができる。 (1) 利用目的に反する行為をしたとき。 (2) 認定こども園の指導に従わないとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、災害その他の理由により認定こども園を利用できなくなったとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 10 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 399

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 ほいく課

処分の概要	運営費助成金の返還命令		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所運営費助成金交付規則 第8条		
例 規 番 号	昭和51年規則第43号		
【根拠条文】 (助成金の返還等) 第8条 市長は、助成金の交付を受けた施設長が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対し助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。 (1) 助成の目的外に助成金を使用したとき。 (2) 助成金の執行方法が不適當であると認められるとき。 (3) 法若しくはこれに基づく命令等に違反したとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 397

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 ほいく課

処分の概要	措置入所者に対する保育料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	児童福祉法による助産施設・母子生活支援施設入所費用及び保育所等保育料徴収規則 第1条
例 規 番 号	昭和45年規則第16号

【根拠条文】

(費用の徴収)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第22条の規定により妊産婦を助産施設に入所させたとき、法第23条の規定により母子を母子生活支援施設に入所させたとき、並びに法第24条第5項及び第6項の規定により児童を保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は家庭的保育事業等による保育を行つたときは、本人又は扶養義務者から、その費用を徴収する。

【基準】

(徴収金の額)

第2条 前条の費用は、次の各号に掲げる施設等の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (省略)

(3) 保育所、幼保連携型認定こども園及び家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)児童の属する世帯の階層区分に基づいて別表第3に定める満3歳未満の児童で保育所等における保育の提供を受けるものの徴収金の表により徴収する。

2 前項の徴収金額は、毎月これを支払義務者から徴収する。

別表第3(第2条関係)

満3歳未満の児童で保育所等における保育の提供を受けるものの徴収金

各月初日における満3歳未満の児童の属する世帯の階層区分		徴収金(月額)	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等	0円	0円
B1	A階層を除き、当該年度分(4月から8月までの月分の保育料については前年度分。以下同じ)の市町村民税非課税世帯	0円	0円
B2	A階層及びB1階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等	0円
		ひとり親世帯等以外の世帯	5,500円
C1	A階層、B1階層及びB2階層を	ひとり親世帯等	4,750円
		ひとり親世帯等以外の世帯	9,500円
C2	除き、当該年度分の市町村	48,600円未満	ひとり親世帯等
		67,500円未満	ひとり親世帯等以外の世帯

条例適用不利益処分個票

C3	民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	67,500円以上	ひとり親世帯等	9,000円	8,800円
		77,101円未満	ひとり親世帯等以外の世帯	25,500円	25,000円
		77,101円以上97,000円未満		25,500円	25,000円
C4		97,000円以上125,500円未満		35,500円	34,800円
C5		125,500円以上169,000円未満		43,500円	42,700円
C6		169,000円以上251,000円未満		54,500円	53,500円
C7		251,000円以上301,000円未満		60,000円	58,900円
C8		301,000円以上397,000円未満		71,000円	69,700円
C9		397,000円以上		89,000円	87,400円

備考

- この表における満3歳未満の児童の年齢については、年度の初日の前日における年齢をもつて当該年度中の満年齢とする。
- この表において、生活保護世帯等とは、生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯並びに児童福祉法第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者等の世帯をいう。
- この表において、ひとり親世帯等とは、次に掲げる世帯をいう。
 - 母子世帯又は父子世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、現に満3歳未満の児童を扶養しているものの世帯をいう。
 - 障害者又は障害児と生計を一にする世帯 次に掲げる者が属する世帯をいう。
 - 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者
 - 厚生労働大臣の定めるところによる療育手帳の交付を受けている者
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者
 - 国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定により障害基礎年金の支給を受けている者
 - その他の世帯 生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認める世帯をいう。
- この表における所得割(地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。)の額については、次のとおりとする。
 - 地方税法第314条の7、第314条の8、第314条の9、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しない。
 - 保育の提供を受ける児童と生計を一にする父母が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当するときは、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び同条第3項並びに第314条の6の規定の例により算定する。
 - 所得割の額については、徴収金の算定の基準となる年の翌年1月1日において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の市(以下「指定都市」という。)の

区域内に住所を有した場合(地方税法第737条の2第1項の規定により同日において当該指定都市の区域内に住所を有したとみなされる場合を含む。)にあつては、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定するものとする。

- 5 この表において、保育標準時間とは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の保育必要量の認定の区分を、保育短時間とは、同項の規定による1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の保育必要量の認定の区分をいう。
- 6 この表における階層区分の認定に当たっては、保育の提供を受ける満3歳未満の児童と生計を一にする父母及びそれ以外の扶養義務者(当該児童の生計を維持する者に限る。)に係る所得割の額の合計額により行うものとする。
- 7 この表の規定にかかわらず、生計を一にする世帯において、当該満3歳未満の児童の他に次の各号のいずれかに該当する者がいる場合の徴収金は、当該児童が、これらの者のうち最年長のもの(以下この項において「第1子」という。)を除く最年長のもの(以下この項において「第2子」という。)である場合にあつては同表に規定する徴収金の5割の額(10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とし、第3子以降の者(第1子及び第2子以外の者をいう。)である場合には零とする。
 - (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する認定こども園、幼稚園及び保育所に在籍する児童
 - (2) 子ども・子育て支援法第29条第1項に規定する特定地域型保育を行う施設に在籍する児童
 - (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する児童
 - (4) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援又は同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援を受ける小学校就学前の児童
 - (5) 法第43条の2に規定する児童心理治療施設の通所部に在籍する小学校就学前の児童
 - (6) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている施設のうち、児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限る。)であつて同法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものを利用する小学校就学前子ども
- 8 前項の規定にかかわらず、特定被監護者等(保護者に監護される者、保護者に監護されていた者又は保護者若しくはその配偶者の直系卑属であつて、保護者と生計を一にするものをいう。以下同じ。)が2人以上いる保育の提供を受ける満3歳未満の児童の属する世帯の市町村民税所得割の額が57,700円未満である場合の徴収金は、特定被監護者等のうち最年長のもの(以下この項において「第1子」という。)を除く最年長のもの(以下「第2子」という。)が保育の提供を受ける満3歳未満の児童である場合にあつては、この表に規定する徴収金の5割の額(10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とし、第3子以降の者(第1子及び第2子以外の者をいう。)が保育の提供を受ける満3歳未満の児童である場合にあつては零とする。
- 9 前項の規定にかかわらず、特定被監護者等が2人以上いるひとり親世帯等の保育の提供を受ける満3歳未満の児童の属する世帯の市町村民税所得割の額が77,101円未満である場合の徴収金は、第2子以降の者が保育の提供を受ける満3歳未満の児童である場合にあつては、零とする。

設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日